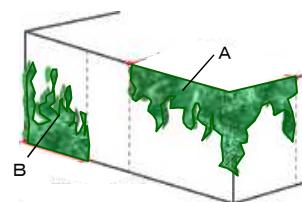
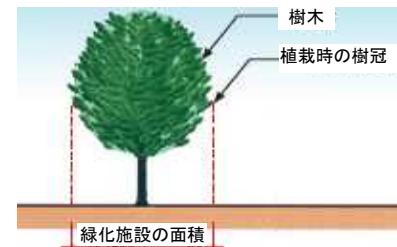
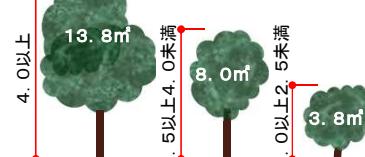
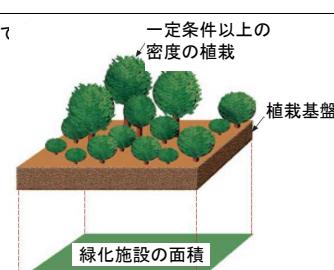
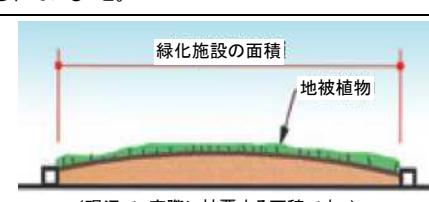
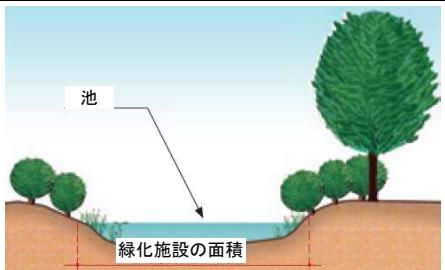
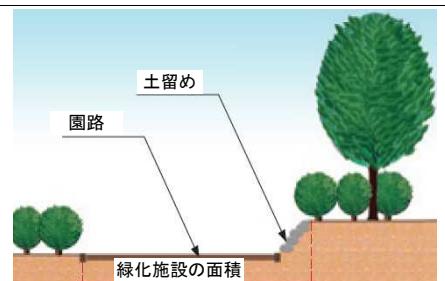


分類	都市 緑地法 施行規則 9条1項	緑化施設の区分	各緑化施設の算定方法												
壁面緑化	一号	建築物の外壁の 緑化(壁面緑化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計。</li> </ul>  <p>傾斜壁面の緑化</p> <p>水平投影</p> <p>緑化施設の面積 = A + B (鉛直投影面積)      緑化施設の面積 = 水平投影面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として建築物への緑化とし、ブロック塀やネットフェンスへの緑化は緑化面積に含めない。</li> <li>固定された植栽基盤が設置され、原則として常緑植物が植栽されていること。</li> <li>ヘチマやゴーヤなどの1・2年生の草本性ツル植物の場合は、緑化面積に含めない。</li> <li>植栽間隔は0.3m以下とする。</li> <li>傾斜している壁面への緑化の場合、水平投影面積とする。</li> </ul>												
樹木	二号イ (1)	樹木ごとの 樹冠面積の算出	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹木ごとの樹冠の水平投影面積の合計。</li> <li>水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。</li> </ul> 												
	二号イ (2)	樹高による 樹冠面積の算出	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹木ごとの樹冠の水平投影面積について、高さに応じて半径を定め、当該樹木の幹の中心をその樹木の中心と見なして算出した当該円の水平投影面積の合計。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>樹木の高さ</th> <th>半径</th> <th>(面積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0m以上2.5m未満</td> <td>1.1m</td> <td>( 3.8m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>2.5m以上4.0m未満</td> <td>1.6m</td> <td>( 8.0m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>4.0m以上</td> <td>2.1m</td> <td>(13.8m<sup>2</sup>)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>算定の対象は樹木の高さが1.0m以上のものに限る。</li> <li>他の樹木の見なし水平投影面または二号イ(1)の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。</li> </ul> 	樹木の高さ	半径	(面積)	1.0m以上2.5m未満	1.1m	( 3.8m <sup>2</sup> )	2.5m以上4.0m未満	1.6m	( 8.0m <sup>2</sup> )	4.0m以上	2.1m	(13.8m <sup>2</sup> )
樹木の高さ	半径	(面積)													
1.0m以上2.5m未満	1.1m	( 3.8m <sup>2</sup> )													
2.5m以上4.0m未満	1.6m	( 8.0m <sup>2</sup> )													
4.0m以上	2.1m	(13.8m <sup>2</sup> )													
	二号イ (3)	樹木が生育する ための土壤その他の 資材で表面が被 われている部分 (建築物、工作物 の屋上等を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹木が生育するための土壤その他の資材で表面が被われている部分を下記の式を満たす部分の水平投影面積の合計。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A <math>\leq</math> 18 <math>\times</math> T1 + 10 <math>\times</math> T2 + 4 <math>\times</math> T3 + T4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A : 当該部分の水平投影面積</td> </tr> <tr> <td>T1: 高さが4.0m以上の樹木の本数</td> </tr> <tr> <td>T2: 高さが2.5m以上4.0m未満の樹木の本数</td> </tr> <tr> <td>T3: 高さが1.0m以上2.5m未満の樹木の本数</td> </tr> <tr> <td>T4: 高さが1.0m未満の樹木の本数</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>二号イ(1)の樹冠の水平投影面または二号イ(2)の円の水平投影面と一致する部分を除く。</li> <li>当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。</li> </ul> 	A $\leq$ 18 $\times$ T1 + 10 $\times$ T2 + 4 $\times$ T3 + T4	A : 当該部分の水平投影面積	T1: 高さが4.0m以上の樹木の本数	T2: 高さが2.5m以上4.0m未満の樹木の本数	T3: 高さが1.0m以上2.5m未満の樹木の本数	T4: 高さが1.0m未満の樹木の本数						
A $\leq$ 18 $\times$ T1 + 10 $\times$ T2 + 4 $\times$ T3 + T4															
A : 当該部分の水平投影面積															
T1: 高さが4.0m以上の樹木の本数															
T2: 高さが2.5m以上4.0m未満の樹木の本数															
T3: 高さが1.0m以上2.5m未満の樹木の本数															
T4: 高さが1.0m未満の樹木の本数															
その他	二号ロ	芝その他の地被 植物 (建築物、工作物 の屋上等を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の土地、建築物、工作物のうち、芝その他の地被植物で表面が被われている部分の水平投影面積</li> <li>二号イの水平投影面と一致する部分を除く。</li> </ul> 												
	二号ハ	花壇その他これ らに類するもの (建築物、工作物 の屋上等を含 む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の土地、建築物、工作物のうち、草花その他これらに類する植物が生育するための土壤その他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積</li> <li>二号イまたはロの水平投影面と一致する部分を除く。</li> </ul> 												

二号ニ	<p>水流、池その他これらに類するもの(建築物、工作物の屋上等を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の土地、建築物、工作物のうち、水流、池その他これらに類するものの存する部分の水平投影面積</li> <li>二号イ～ハの水平投影面と一致する部分を除く。</li> <li>樹木、植栽等と一緒に自然的環境を形成しているものに限る。</li> </ul>	
二号ホ	<p>附属して設けられる園路、土留、その他の施設(建築物、工作物の屋上等を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二号イ～ニの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設の水平投影面積の合計とする。</li> <li>二号イ～ニの水平投影面と一致する部分を除く。</li> <li>イ～ニまでの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。</li> </ul>	

(備考)

①算定に用いる緑化施設の高さや長さ等は、成長時を計画・予定した面積ではなく、植栽時の実際の高さや長さ等とする。

②屋上緑化について

- 原則として人の出入りと利用が可能な平坦な屋上部分への設置であること
- 土壤厚が概ね0.15m以上の植栽基盤であること。
- 灌水や排水などの管理設備が整っていること。
- 樹木が植栽される場合は、樹木による緑化として取扱う。

③花壇その他これらに類するものについて

- 草花その他これらに類する植物が生育するための土壤その他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積の合計とする。
- 原則として周年を通じ花が植栽されていること。(最低9ヶ月以上)
- 菜園等の農地については、都市環境の改善や都市住民のアメニティの向上等に資すると認められるものに限る。
- 原則として縁石等により区画された植栽基盤が設置されていること。
- 移動可能な植栽基盤への花のみの植栽は含めない。